

ID: 54

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市宇津賀多目的交流館条例施行規則 第4条		
例 規 番 号	平成22年規則第6号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 市長は、長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)第4条の規定により減額し、又は免除する範囲は、次のとおりとする。			
事由		減免の率	
(1) 市が主催又は共催で使用するとき。	100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
(2) 世代間交流、都市間交流又は地域間交流等の交流事業に使用するとき。			
(3) 福祉事業に使用するとき。			
(4) 市以外の官公庁が使用するとき。	50%		
(5) 市が後援して使用するとき。			
(6) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額		
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日